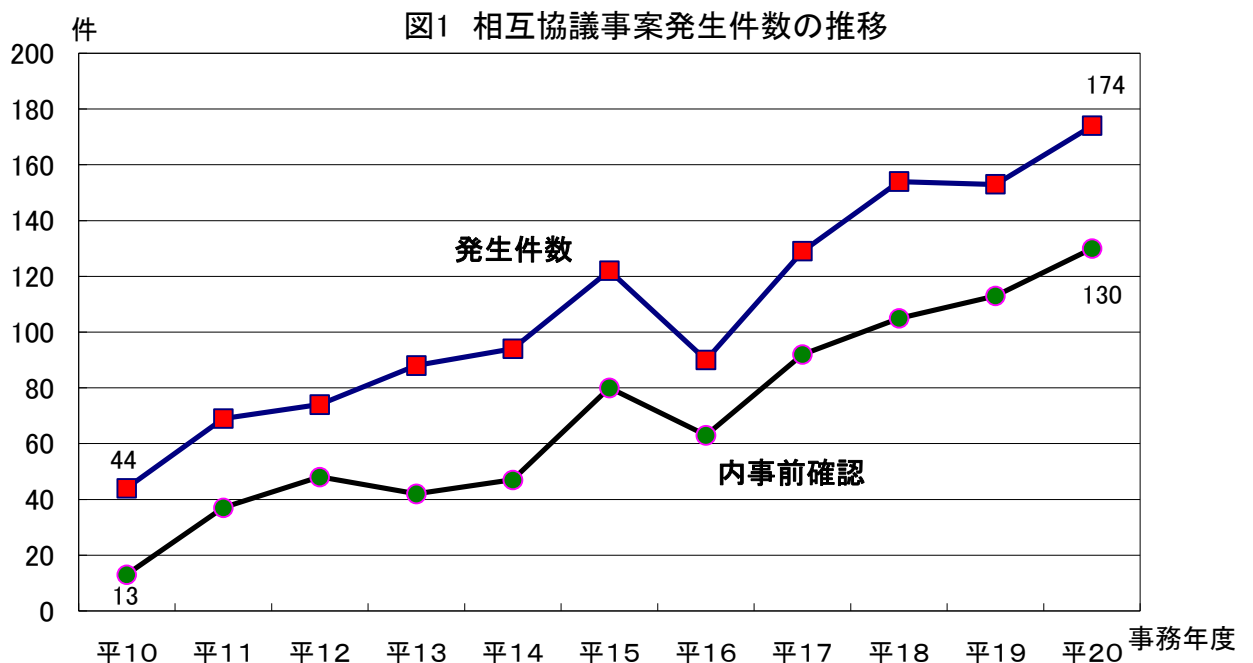


平成 20 事務年度の「相互協議を伴う事前確認の状況（APA レポート）」について

国税庁では、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、相互協議を伴う事前確認を積極的に推進してきております。

1. 相互協議の発生件数（図 1）

- 相互協議事案の発生件数は増加傾向にあります。全体の 9 割以上を移転価格に関するものが占めており、ここ 4~5 年はその中でも事前確認に係る事案が全体の約 7 割を占める状態が続いています。
- 平成 20 事務年度は過去最多の 174 件の相互協議事案が発生し、うち事前確認に係るものも過去最多の 130 件に達しました。これを 10 年前の平成 10 事務年度と比較すると、相互協議件数で約 4 倍、事前確認に係る相互協議件数で 10 倍になっています。



(注)

- 1 事務年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までです。
- 2 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。
- 3 相互協議の合意後に発生した、事前確認に係る補償調整及び修正に伴う相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしています。

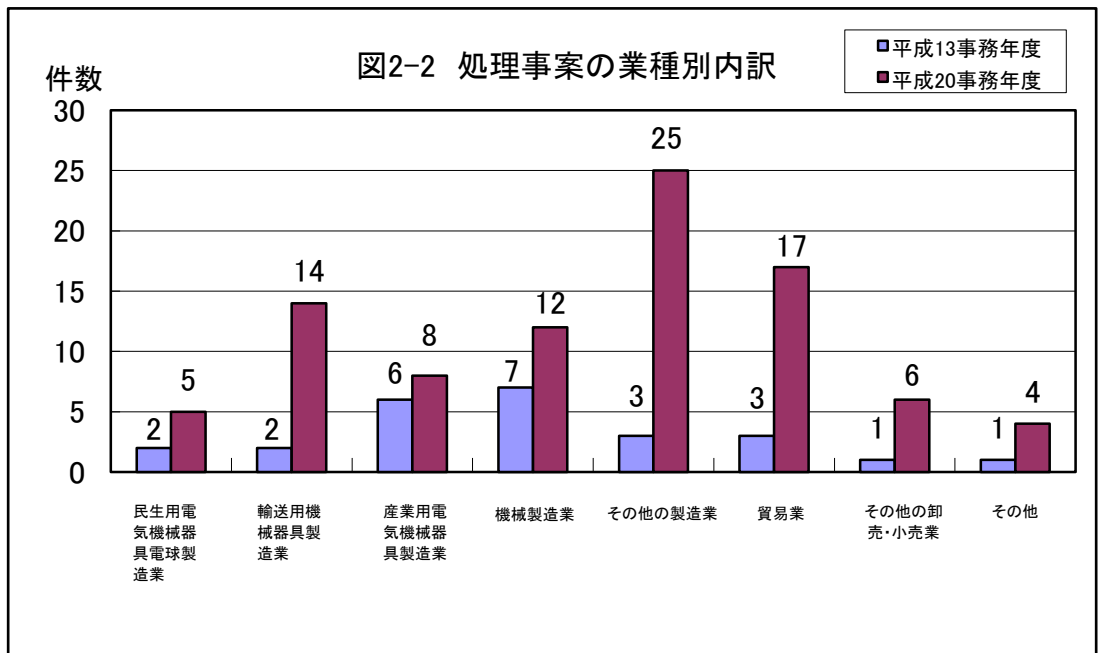
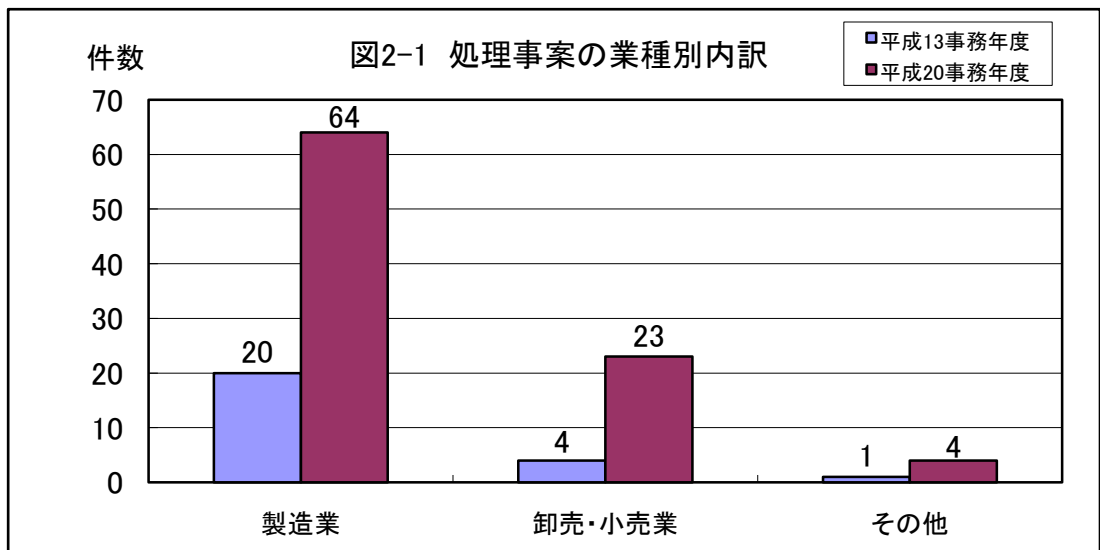
2. 相互協議を伴う事前確認の状況（図 2-1～図 5）

(1) 平成 20 事務年度の処理件数

○ 平成 20 事務年度の相互協議を伴う事前確認の処理件数は 91 件です。
 (注) 図 2 から図 5 においては、内訳に係るデータを取り始めた平成 13 事務年度との比較を示しています。

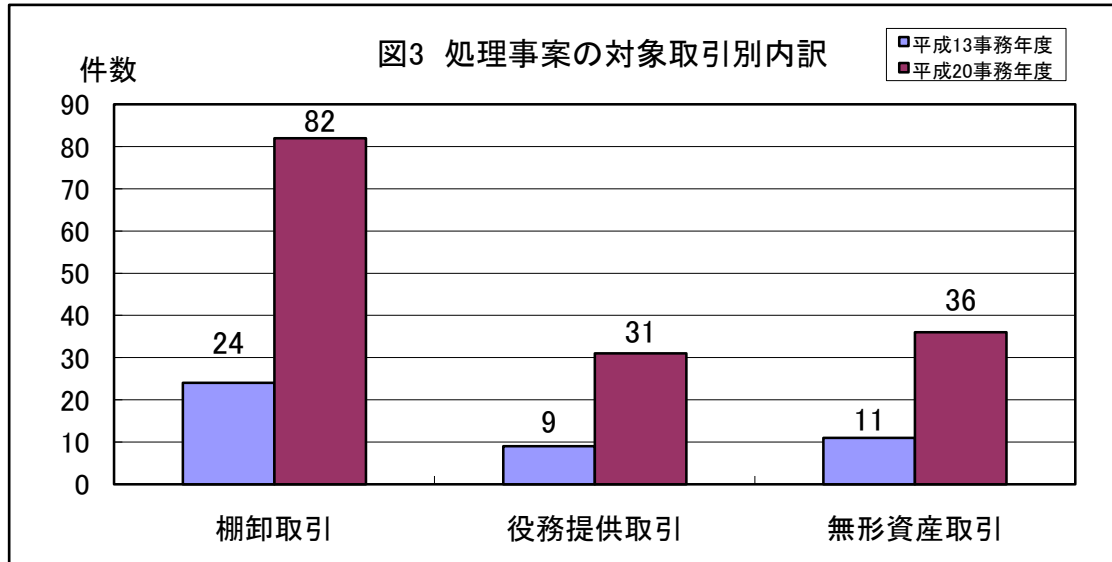
(2) 処理事案の業種別内訳

○ 平成 20 事務年度においては、製造業が 64 件、卸売・小売業が 23 件となっています。



(3) 処理事案の対象取引別内訳

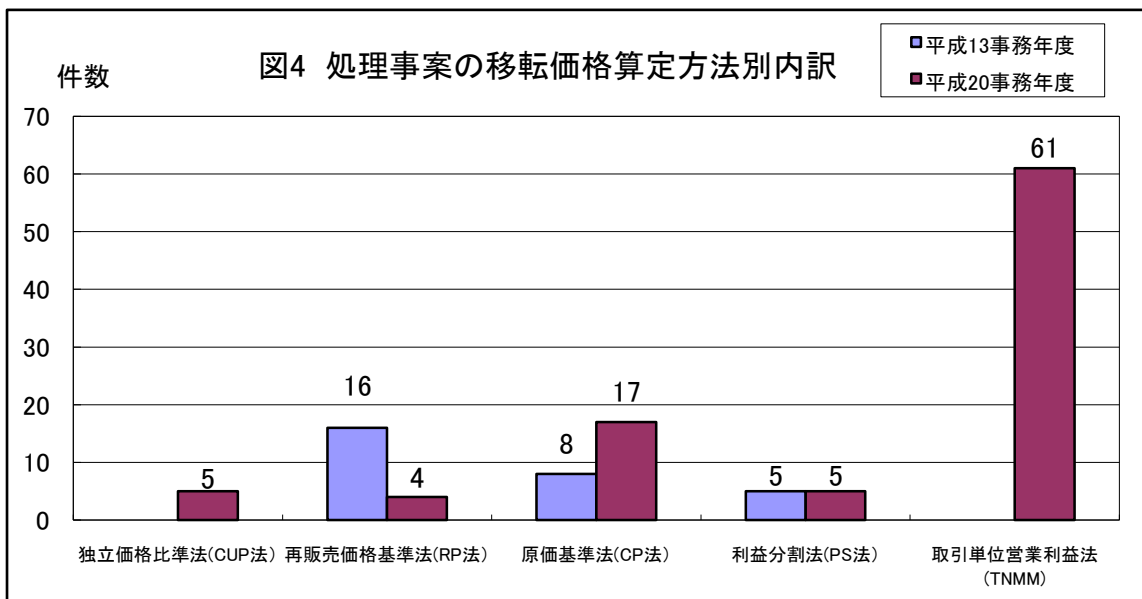
○ 平成 20 事務年度においては、棚卸取引が 82 件、役務提供取引が 31 件、無形資産取引が 36 件となっています。



(注) 処理事案 1 件について複数の取引が対象になっている場合には、いずれの取引も内訳の件数に含めていますので、対象取引数の合計と処理件数とは一致しません。

(4) 処理事案の移転価格算定方法別内訳

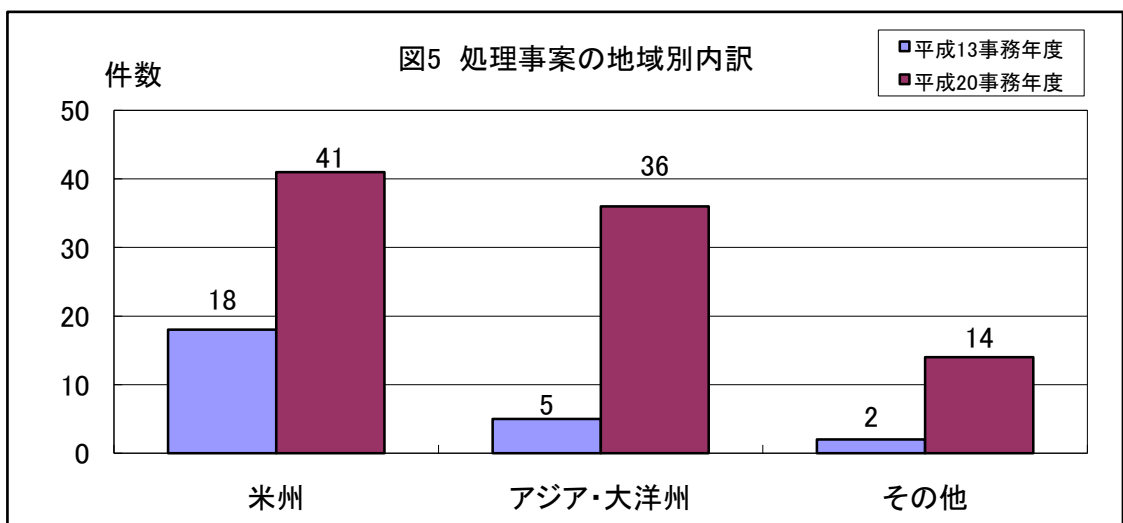
○ 平成 20 事務年度においては、平成 16 年度税制改正で創設された取引単位営業利益法 (TNMM) の件数が顕著となっています。



(注) 処理事案 1 件について複数の算定方法が使用されている場合には、いずれの算定方法も内訳の件数に含めていますので、算定方法数の合計と処理件数とは一致しません。

(5) 処理事案の地域別内訳

- 相互協議を伴う事前確認については、これまで米国及び豪州の事案が大半を占めていましたが、昨今は、アジア諸国等との事前確認も増加してきています。今後も、こうした国との間の事前確認事案が更に増加していくことが予想されます。
- 相互協議を伴う事前確認の相手国数は、10年前の平成10事務年度は4か国であったところ、平成20事務年度は18か国に増加しています。
(注) 平成20事務年度末時点での相互協議の相手国については、別紙1「相互協議の相手国」を参照してください。



(注) 平成20事務年度中に発生した事前確認事案は、件数の多い順に米国、豪州、韓国となっています。

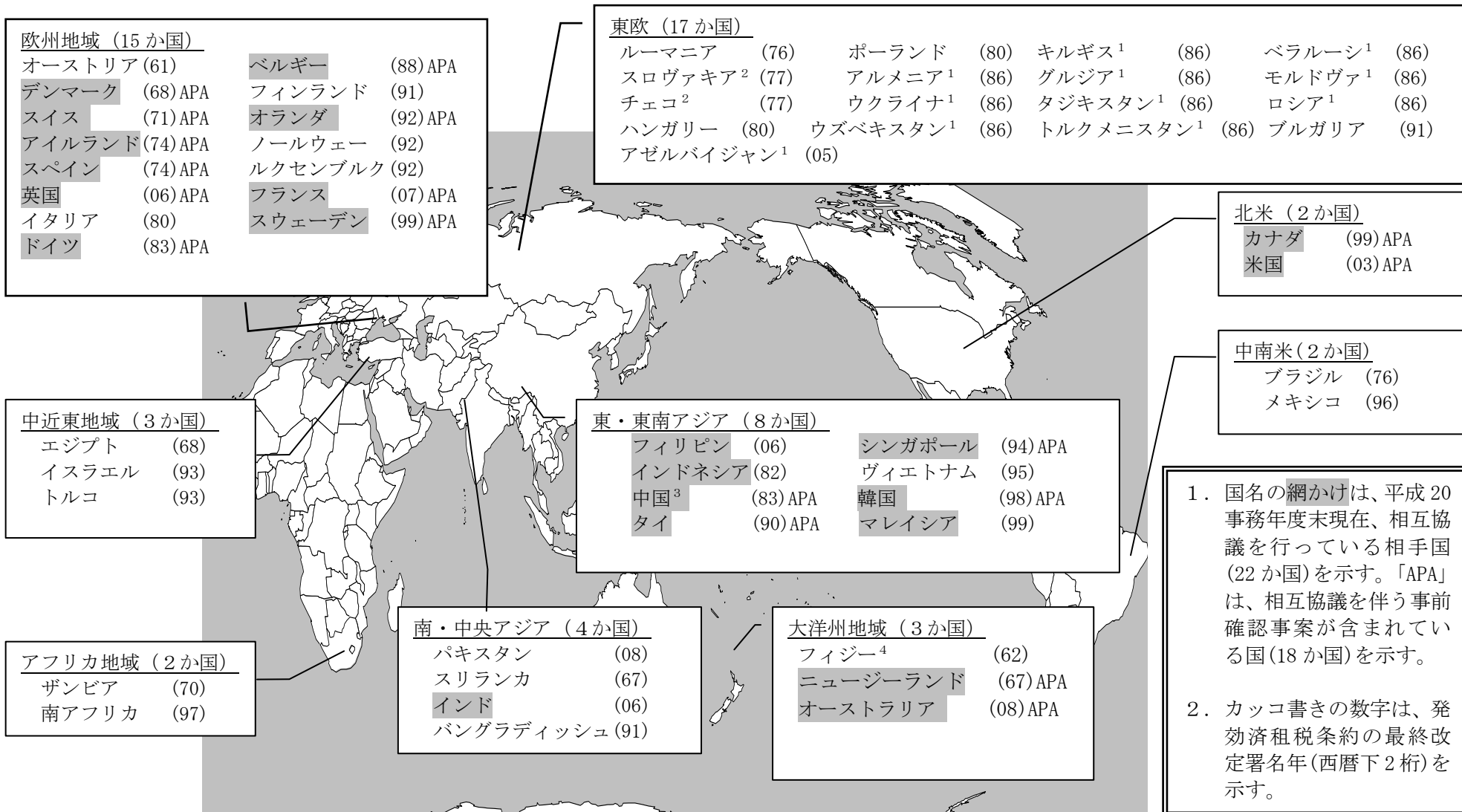
(6) 1件当たりの平均的な処理期間

- 1件当たりの平均的な処理期間は、新規事案の場合、更新事案の場合等事案により異なりますが、23.7か月となっています。

問い合わせ・連絡先
国税庁 相互協議室 相互協議第一係
03-3581-4161 内線 (3513) (3435)

相互協議の相手国

(別紙1)



1. 国名の網かけは、平成 20 事務年度末現在、相互協議を行っている相手国 (22 か国) を示す。「APA」は、相互協議を伴う事前確認事案が含まれている国 (18 か国) を示す。
2. カッコ書きの数字は、発効済租税条約の最終改定署名年 (西暦下 2 桁) を示す。

(注) 1. 旧ソ連との条約が承継されている。
 2. 旧チェコ・スロヴァキアとの条約が承継されている。
 3. 香港、マカオには適用されない。
 4. フィジーには旧日英租税条約が承継されている。

相互協議事案 事務年度別発生・処理・繰越件数
(平成 18 事務年度～平成 20 事務年度)

(単位：件)

事務年度		事前確認	移転価格 課 税	その他	合計
平成 18	発生	1 0 5	3 5	1 4	1 5 4
	処理	8 4	1 6	1 5	1 1 5
	繰越	1 9 1	5 9	2 6	2 7 6
平成 19	発生	1 1 3	3 1	9	1 5 3
	処理	8 2	3 3	1 0	1 2 5
	繰越	2 2 2	5 7	2 5	3 0 4
平成 20	発生	1 3 0	3 0	1 4	1 7 4
	処理	9 1	2 3	1 3	1 2 7
	繰越	2 6 1	6 4	2 6	3 5 1

(注) 1 事務年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までである。

2 発生件数は、納税者からの相互協議申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数である。

3 合意後に発生した補償調整及び修正に係る相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしている。

4 処理件数は、相手国税務当局との合意、納税者による相互協議の申立ての取下げ等により相互協議を終了した件数である。

用語の解説

【相互協議】

相互協議とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。我が国が締結している 45 の租税条約(適用対象国は 56 カ国)すべてに、相互協議に関する規定が置かれています。

移転価格課税により国際的な二重課税が生じた場合、二国間の事前確認を納税者が求める場合等には、外国税務当局との相互協議を実施して問題の解決を図っています。

【事前確認】

事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を行うことをいい、納税者が確認された内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行われません。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、当該取引の当事者を所轄する税務当局間で相互協議を行い、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。